

## 平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）     |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について        |
| 3 監査対象   | 健康福祉部障害福祉課（障害者福祉センター使用料） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日                |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日               |

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【障害福祉課】

<p>(1) 減免に係る事務手続について ウ 専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行った場合において、減免処理後に専決者へなされたその内容の報告について決裁処理がなされていない事例が見受けられた。事務専決規程の規定に基づき決裁処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 使用料の減額申請に係る事務処理について、申請受付窓口である障害者福祉センター内において迅速に処理を行うため事前に専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行い処理後に専決者へ報告する方法としていた。しかし、事務処理の正確性の確保の観点から見直しを行い、専決者による決裁処理をもって減免処理を行う方法に改めた。</p>
--	---

## 平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）     |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について        |
| 3 監査対象   | 健康福祉部障害福祉課（障害者福祉センター使用料） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日                |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日               |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【障害福祉課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 四日市市障害者福祉センター条例第9条の規定に基づく使用料減額の対象者について、サービス利用契約にかかる重要事項説明書に記載していたが、それを基準として設定した。 また、減免処理に係る手続については、使用料減額申請書様式や申請方法を整備し、明確にした。</p>
---	--